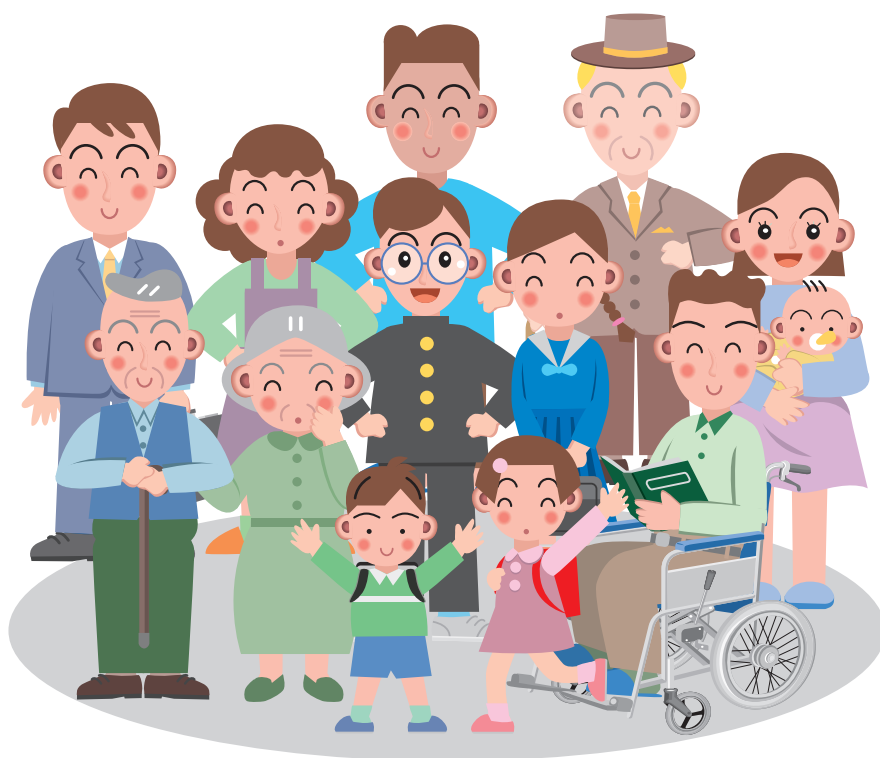


周南市人権行政基本方針

～「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」をめざして～



周南市

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. キーワード	1
3. 人権を尊重した行政の推進	2
4. 人権教育・人権啓発の推進	3
(1) 人権教育の推進	3
(2) 人権啓発の推進	4
5. 市職員及び教職員等への人権に関する研修の充実	5
6. 人権尊重まちづくり推進組織	5
7. 周南市人権尊重まちづくり推進図	7

1. 策定の趣旨

本市では、「周南市まちづくり総合計画」において、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向け、「山口県人権推進指針」（以下、「指針」）の趣旨に沿った施策を実施しています。

まちづくりの主役は市民です。一人ひとりの市民が、基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する理解を深め、さまざまな人権課題を自らの課題として受け止め、その解決に向けて自主的、主体的に行動することが必要です。

また、行政においては、日々の業務はもちろんのこと、施策の策定から実施にいたるまで、人権尊重の視点をもって運営していかなければなりません。

この基本方針において、あらゆる行政活動を人権の視点で実施することを基本理念として位置づけるとともに、人権教育・啓発活動では、地域住民に密着した取組を実施し、市民の自主的な取組を支援することを基本姿勢とすることにより、人権を尊重した行政の推進を図ります。

2. キーワード

「指針」では、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とし、「じゆう（自由）」、「びょうどう（平等）」、「いのち（生命）」をキーワードとして諸施策を推進することとしています。

本市においても、この3つをキーワードとして、諸施策を総合的に推進し、人々が共に生きるまちの実現をめざします。

じゆう（自由）

だれもが、人として大切にされ、自由に自分らしく生きることが
できる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、自由にものごとを考え、自由の
意義を理解し、自ら決定していくことが大切となります。

びょうどう（平等）

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力
を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、平等に権利を有していることを

理解し、お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切となります。

いのち(生命)

だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。

このため、市民一人ひとりが、かけがえのない生命を大切にし、安心して暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります。

3. 人権を尊重した行政の推進

市が行う施策は、福祉、教育、文化、経済活動など多岐にわたっています。本市では、「指針」の趣旨を踏まえ、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現のために、さまざまな行政活動について、人権尊重を基調とした取組を推進します。

(1) 人権尊重の視点に立った施策の推進

市のあらゆる施策について、市民の人権を尊重するという視点に基づき、市政運営をおこないます。

(2) 人権に配慮した行政の推進

人権尊重の視点に立った業務の点検や見直し、情報公開の推進や個人情報の保護、申請・届出などにおける迅速で公平な取扱、接遇など人権に配慮した取組を推進します。

(3) 市民が主体となる活動の推進

「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けた市民の自主的、主体的な活動の推進に努めます。

4. 人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりが、基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する認識を深めるとともに、個人の尊重を基本とした生命・自由・幸福追求の権利、法の下での平等といった、基本的人権尊重のさまざまな視点からの取組を推進します。

(1) 人権教育の推進

「山口県人権教育推進資料」の趣旨を踏まえて、学校、地域社会、企業・職場での人権教育に取り組みます。

ア 学校における取組

- 学校教育のあらゆる場面において、児童生徒一人ひとりの人格を尊重するとともに、人権教育の視点を踏まえた指導の充実を図ります。
- 互いを尊重し合い、コミュニケーションを大切にして学び合う学習を推進し、身近な人権課題について自ら考え、解決しようとする児童生徒の育成に努めます。
- 保護者や地域の人々と連携した多様な学習機会を提供し、学校と地域社会が一体となった取組を推進します。

イ 地域社会における取組

- 地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえ、公民館等でさまざまな学習機会を提供します。
- 地域社会において自主的な取組の推進を担うリーダーの養成とその資質の向上を図ります。

ウ 企業・職場における取組

- 年齢、性別、国籍などが異なる多様な人が働きやすい職場環境を築けるよう従業員の人権に対する理解を深めるさまざまな学習機会を提供します。
- 法令遵守（コンプライアンス）や環境保護、情報管理など企業の社会的責任について理解を深める取組を推進します。
- 企業・職場の自主的な取組を支援し、講師の派遣や学習教材を提供します。

(2) 人権啓発の推進

ア 人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動の推進

- 「指針」及び「周南市人権行政基本方針」を市民に広く周知するため、公共施設への配備や広報紙等へ記事の掲載をおこないます。
- 人権尊重の理解を深めるため、講演会やイベント等の啓発活動を実施します。
- 広報紙やインターネット、各種刊行物などの広報媒体を活用し、人権に関する情報を発信します。
- 企業・職場に向けた人権に関する情報や適切な資料の提供をおこないます。

イ 市民の自主的な人権学習への支援

- 身近な施設に人権に関する資料を配備するなど、市民が情報を得やすい環境を整え、市民が自らの関心でいつでも学習機会がもてるよう努めます。
- 市民の人権学習への自主的な活動を促進するため、地域社会におけるさまざまな団体の取組を支援します。

ウ 効果的啓発手法の検討

- 映像や音楽を活用したり、体験型の活動を取り入れるなど、効果的な人権啓発手法を検討し、推進します。
- 周南地域の市町や周南人権擁護委員協議会など人権啓発活動に携わる機関等で構成する「周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会」において、より効果的な啓発活動を検討します。

5. 市職員及び教職員等への人権に関する研修の充実

更に人権に配慮した行政の推進のため、市政に関わる職員等に対し、人権に関する研修を充実します。

(1) 市職員等

市のおこなう施策は全て基本的人権の尊重を旨としており、施策を実施するに当たっては、人権尊重の視点から常に見直していく必要があります。そのため、実践的な人権感覚を身につける研修や個別の人権課題について理解を深める研修の充実を図ります。

(2) 教職員

教職員は、常に園児・児童・生徒の人権に配慮するとともに、教育活動全体を通して人権尊重の意識を育む責任があり、自らが高い人権意識をもち、実践する必要があります。本市では、「山口県人権教育推進資料」に基づいて研修機会の充実を図ります。

(3) 保健・医療・福祉に携わる職員等

患者や利用者の人権の重要性を認識し、人権意識の高揚が図れるよう、人権尊重の理解を深める研修の実施を働きかけ、適切な啓発資料の充実を図ります。

6. 人権尊重まちづくり推進組織

人権が尊重されたまちづくりを具体的に進めていくために、組織的な取組を充実させます。

(1) 「周南市人権施策推進審議会」

基本的人権が尊重されたまちづくりに向けて総合的に取り組む諸施策（以下「人権施策」）の実施のため、市民や有識者などで組織する「周南市人権施策推進審議会」（以下「審議会」）において、市長の人権施策に関する諮問に対し、審議や調査をおこない、その意見を人権施策に反映します。

(2) 「周南市人権施策推進連絡会議」

人権施策の推進のため、庁内連携組織である「周南市人権施策推進連絡会議」において、審議会の意見に基づく周南市の実態に合わせた取組を行政全体で共有し、推進します。

(3) 「周南市人権教育推進協議会」

人権教育を効果的に進めるため、各種団体、教育機関の代表者や学識経験者からなる「周南市人権教育推進協議会」（以下「人推協」）において、人権教育の総合的推進を図ります。

また、学校、地域、企業・職場のそれぞれに推進組織を設置し、支援することにより、人推協の方針に基づいた効果的な人権教育の推進に努めます。

ア 学校人権教育連絡協議会

一貫性のある指導の充実のため、各学校の人権教育担当者が連絡・調整をおこないます。

イ 地域人権教育連絡協議会・地域ブロック人権教育推進協議会

市内を10地区の地域ブロックに分け、主体的な取組を推進するとともに、各ブロックの代表者が地域の課題や取組の情報交換をおこないながら、地域社会における効果的な人権教育の推進を図ります。

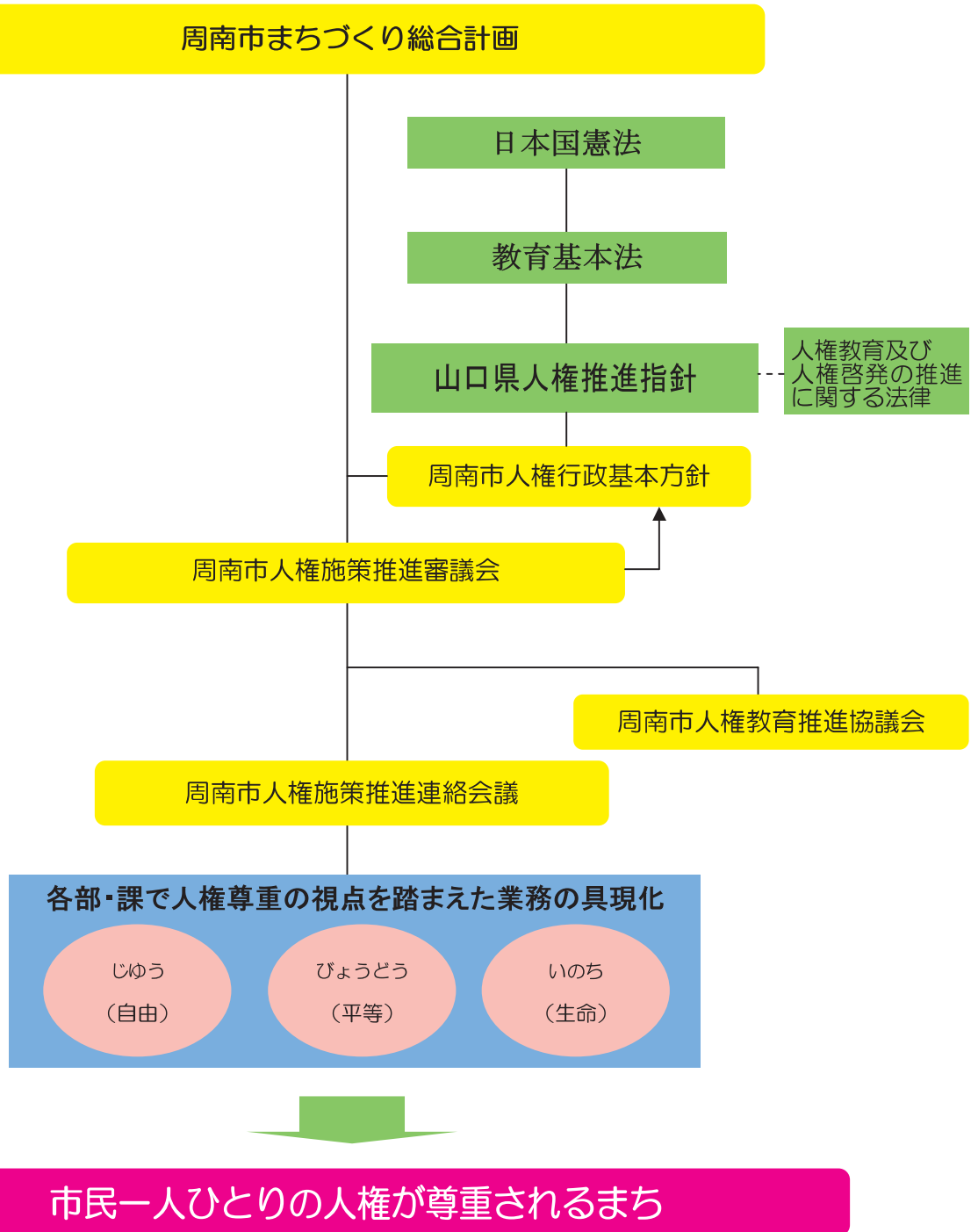
ウ 企業職場人権教育連絡協議会

市内の企業・職場で情報交換をおこないながら、企業・職場での人権教育を推進します。

7. 周南市人権尊重まちづくり推進図

キーワード

じゆう（自由） びょうどう（平等） いのち（生命）



周南市人権行政基本方針

～「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」をめざして～

発 行：平成 24 年（2012 年）4 月

作 成：周南市環境生活部人権推進課

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1-1

電 話 0834-22-8456

ファックス 0834-22-8468

メール jinken@city.shunan.lg.jp